

# 平成27年8月定例教育委員会

平成27年8月6日(木)  
午後3時から  
宮代町役場204会議室

## 1. 出席者確認

2. 開会の挨拶 教育委員長

3. 挨拶並びに概要説明 教育長

4. 開会の宣言 教育委員長  
※資料の確認

## 5. 報告事項

(1)平成26年度一般会計教育費決算について・・・・・・・・別冊  
「平成26年度 教育費の決算概要」  
「平成26年度 主要な施策に関する説明書」

(2)学校教育関係について

ア 9月の行事予定について・・・・・・・・P1

イ 平成28年度使用中学校用教科用図書採択結果について・・・・・・・・別紙

(3)生涯学習関係について

ア 9月の事業予定について・・・・・・・・P3

イ 宮代町立図書館の指定管理について(選定結果)・・・・・・・・別紙

## 6. 審議案件

議案第25号

教育委員会の事務に関する点検評価報告書(案)について・・・・・・・・P4

## 7. その他

## 8. 次回教育委員会について

◎日時 平成27年9月 日( ) 午 時 分

◎会場

## 9. 前回会議録の承認並びに署名

10. 閉会宣言 教育委員長

## (2) 学校教育関係について

### ア. 9月の行事予定

[例] 須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日 (火)	始業式・一斉下校 避難訓練 (東<竜巻>)・笠) 町教育委員会管理担当訪問 (百・東)	始業式 避難訓練 (百・前)
2日 (水)	給食開始 校長会 (評価者研修) 避難訓練 (百<地震>)	給食開始 校長会 (評価者研修) 避難訓練 (須)
3日 (木)	教頭会 (評価者研修) 運営委員会 (須)	教頭会 (評価者研修) 埼葛地区学力検査 (須・百・前)
4日 (金)		
5日 (土)	町内科学展 (会場：百間小) ~9/6 教員採用選考試験2次 (総合教育センター)	
6日 (日)	教員採用選考試験2次 (総合教育センター)	
7日 (月)	東部教育事務所管理担当訪問 (百・東) 職員会議 (東) 愛校作業<除草> (笠)	東部教育事務所管理担当訪問 (須)
8日 (火)	かしの木集会 (百) 臨時歯科健診3・5年 (笠)	
9日 (水)	運動会係打合せ (東) 教育相談 (笠)	
10日 (木)	職員会議 (須)	専門委員会<運動会> (須) 体育祭予行 (百・前) 安全点検日 (百) 企画委員会 (前)
11日 (金)	運動会係打合 (笠)	体育祭準備 (百・前)
12日 (土)		体育祭 (百・前)
13日 (日)		
14日 (月)	職員会議 (笠)	企画委員会 (須) 職員会議 (前)
15日 (火)		体育祭予備日 (百・前)
16日 (水)	第1回就学支援専門委員会 運動会係打合 (須・東) クラス対抗綱引き大会 (東)	第1回就学支援専門委員会 新人陸上大会 (全中学校)
17日 (木)	運動会係打合 (百・笠)	運動会予行 (須)
18日 (金)	教員相談日 (須) 運動会準備 (百・東・笠)	運動会準備 (須)
19日 (土)	運動会 (百・東・笠)	運動会 (須)

20日 (日)	運動会予備日 (百・東・笠)	運動会予備日 (須)
21日 (月)	敬老の日	
22日 (火)	国民の休日	
23日 (水)	秋分の日	
24日 (木)	運動会係打合 (須)	新人陸上大会 (全中学校)
25日 (金)	運動会準備 (須)	
26日 (土)	運動会 (須)	
27日 (日)	運動会予備日 (須)	
28日 (月)	運動会振休 (須) 読書週間・家族読書の日 (東) 教育実習開始 (笠) ~10/23	全校集会<壮行会> (須)
29日 (火)	教育実習開始 (須) ~10/24 修学旅行説明会 (百)	生徒会朝会<壮行会・激励会> (百・前)
30日 (水)		4地区新人体育大会 (全中学校)

【別紙】

平成28年度使用中学校用教科用図書の採択結果

教育委員会名	( 宮代町 )	教育委員会
採択地区名	( 21 )	採択地区

※ 発行者名は教科書目録p14の略称で御記入ください。

種 目	発行者名
国 語	光村
書 写	光村
社会(地理的分野)	東書
社会(歴史的分野)	東書
社会(公民的分野)	東書
地 図	帝国
数 学	東書
理 科	学図
音楽(一般)	教芸
音楽(器楽合奏)	教芸
美 術	開隆堂
保 健 体 育	学研
技術・家庭(技術分野)	開隆堂
技術・家庭(家庭分野)	開隆堂
英 語	学図

### (3) 生涯学習関係

#### ア. 9月の事業予定(教育委員会主催事業)

日時	内容	場所
6日(日) 10:00-12:00	<p><b>おとなの体カテスト</b></p> <p>◆体力測定を実施し参加者の体力年齢を測定する。 *後日測定の結果を県に報告。</p> <p>●内容：反復横とび、20mシャトルラン他</p> <p>●対象：20才～79才</p> <p>●定員：46名(県からの要請数)</p>	ぐるる宮代
12日(土) (9:30-9:45 入学式) 9:45-12:00	<p><b>子ども大学みやしろ(第1回/全4回)</b></p> <p>■日本工業大学と町が連携して子どもの知的好奇心を満足させる学びの機会の提供を目的に実施するもの。</p> <p>●内容：【はてな学】化け猫は怖いけど化け学は怖くない DNAや水の分子模型を作ったり、化学反応を体感する 爆鳴気の実験を行い、科学者気分を味わう。</p> <p>●対象：小学生4～6年生</p> <p>●講師・日本工業大学 環境共生システム学教授</p> <p>●参加：54名</p>	日本工業大学L Cセンターマルチメディア教室、先端材料技術研究センター
15日(火) 8:00-17:10 (出発-到着予定)	<p><b>みやしろ大学(県外研修)</b></p> <p>■高齢者の生きがいを高め、健康を増進し、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。</p> <p>●内容：栃木県栃木市、足利市の見学</p> <p>●対象：みやしろ大学受講生</p> <p>●定員：90名</p>	日立アプライア ンス栃木工場 あしかがフ ラワーパーク 栗田美術館
19日(土) 14:00-16:00	<p><b>スポーツフィールド(第4回/全11回)</b></p> <p>■運動実施率が低い30～40才代を主なターゲットとし、指定日時に来館すれば、一人でも楽しく運動できる機会を提供する。</p> <p>●内容：バドミントン</p> <p>●対象：18歳以上の方(小学生～17歳の方は、18歳以上の方と同行の場合は参加可。)</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ

## イ. 宮代町立図書館の指定管理について（選定結果）

宮代町立図書館の指定管理者（平成28年度～平成32年度）について、次のとおり宮代町指定管理者候補者選定委員会による選定を経て候補者が決定されました。

### ■選定の経過

6月5日～7月3日	募集要項、業務要求水準書の配布
6月26日～7月3日	申請書類の受付 【申請団体】 株式会社図書館流通センター 株式会社日販図書館サービス
7月15日	第1回 指定管理者候補者選定委員会 (委員構成：町職員4名 識見者2名 公募市民2名) ・募集要項及び業務要求水準書の確認 ・選定方法の協議
7月22日	第2回 指定管理者候補者選定委員会 ・申請団体2者から申請内容の説明 ・ヒアリング審査〔申請内容に関する質疑応答〕 ・評価表に基づく評価及び協議〔候補者の選定〕

### ■候補者に決定した団体

(1) 名称：株式会社図書館流通センター

(所在地：東京都文京区大塚三丁目1番1号)

(2) ①評価：551点／800点（標準点：400点）

②選定理由

- ・ICタグや自動貸出機の導入、壁紙の張替や閲覧席の改修など、第一期5年間で行ってきたサービス向上への取組みは実績として十分である。
- ・また、次期5年間についても、学校図書室とのオンライン化や地域の人材との連携など、図書館ビジョンに基づき、さらなるサービス向上につながる具体的な提案であった。

〔第二期指定管理における新たな提案事項（主なもの）〕

- ・学校図書室とのオンライン化
- ・郷土史料のデジタル化とデジタル郷土史料室の開設
- ・電子図書館サービス導入
- ・和式トイレの洋式化改修（高齢者の安心利用促進）

### ■今後の予定

上記候補者の指定について平成27年12月定例町議会に提案します。

議案第25号

教育委員会の事務に関する点検評価報告書（案）について  
教育委員会の事務に関する点検評価報告書（案）を別冊のとおり提出する。

平成27年8月6日提出

宮代町教育委員会  
教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の事務に関する点検評価報告書を作成するとともに、議会に提出し、公表することについて承認を求めるため、この案を提出するものである。

議案第26号

宮代町立小中学校の適正配置に関する基本方針（案）について  
宮代町立小中学校の適正配置に関する基本方針（案）を別冊のとおり提出する。

平成27年8月6日提出

宮代町教育委員会

教育長 吉 羽 秀 男

提 案 理 由

少子化による学校規模の縮小と老朽化による学校施設の更新需要に対応し、教育環境のより一層の向上を図るため宮代町立小中学校の将来のあり方についての基本的考え方を定めるため、この案を提出するものである。